

# 令和8年度 防犯カメラ設置費補助制度に関する留意事項

分類	留意事項
交付申請	<p>□ 市及び県の協調で事業を行っており、市及び県の予算を上回る設置要望があった場合、要望どおりに交付申請いただくことはできません。1団体あたり8台まで申請をすることができませんが、8台全て補助できるとは限りません。</p>
補助率等	<p>□ 補助対象経費は、防犯カメラ、録画装置等の機器購入費用及び設置工事費用や看板設置費用など</p> <p>□ 次の防犯カメラも補助対象となります。</p> <p>① これまでに補助を受け設置した防犯カメラで、機能強化（撮影範囲の拡大等）を伴う更新での設置</p> <p>② 契約終了時に所有権移転するリース契約での設置</p> <p><b>※いずれの場合も、保守点検費用、修理費用及び電気料金等の維持管理費は対象外となります。</b></p> <p>□ 補助金額は、補助対象経費の10分の9の額と、12万円のいずれか低い額となります。（カメラ1台ごとに計算。千円未満は切り捨て。）</p> <p>【例1】 補助対象経費が13万円の場合  <math>13万円 \times 0.9</math>（補助率）＝11万7千円（補助金額）</p> <p>【例2】 補助対象経費が20万円の場合  <math>20万円 \times 0.9</math>（補助率）＝18万円 &gt; 12万円（補助金額）</p> <p><b>※20万円の10分の9の額が補助上限額である12万円を超えるため、補助金額は12万円となります。</b></p>
スケジュール	<p>□ 事前協議書の受付期間は、7月10日（金）までになります。</p> <p>□ 事前協議書の締め切り後、9月下旬から10月初旬までの間に補助対象となったカメラについて通知するとともに、交付申請書類の提出依頼を送付いたします。</p> <p>□ 防犯カメラの設置については、本課が交付申請書を受付後、補助金等交付決定通知書を送付いたしますので、本通知書の受領後に実施してください。</p> <p>□ 2月中旬までに補助金を交付できるようスケジュールを作成しております。つきましては、<b>市からの「補助金等交付決定通知書」を受領してから1月20日頃までにカメラの設置ができるよう予め、施工業者と調整の上スケジュール管理をお願いいたします。</b></p>
カメラの設置場所	<p>□ 補助金の趣旨から、カメラの撮影範囲は“主として”不特定多数の方が利用する「道路」を捉えている必要がありますので、その旨施工業者へご伝達ください。</p> <p>□ <b>既設電柱へカメラを設置する場合、電柱管理者から許可を得る必要があります。東電柱へ設置する場合、自治会と市の連名で共架申請をする必要があります。また、東電柱については、電気契約を伴わないソーラー式や電池式カメラの場合は許可が下りません。設置に係る電柱管理者への許認可手続きには時間を要するため、施工業者と調整の上スケジュール管理をお願いいたします。</b></p> <p>□ 予定していた箇所にカメラが設置できない場合、早急に交通・地域安全課へご連絡ください。</p> <p><b>□ 東電柱及びNTT柱に共架設置する場合は、共架料及び電柱使用料が発生しますので、ご承知おき下さい。</b></p> <p><b>□ 設置場所の選定については、必ず土地所有者の承諾を得た上で、決定してください。</b></p>
カメラの設置	<p>□ カメラは、市からの「補助金等交付決定通知書」受領後に設置してください。</p>
補助金の交付	<p>□ 市から団体への補助金の交付は団体における事業終了後となります。</p>
□座情報	<p>□ 団体の□座情報が市に登録されていない場合や最新でない場合は、登録（変更）が必要です。</p>
見積書・領収書	<p>□ 施工業者からの見積書・領収書の宛て名は統一してください。（例：〇〇自治会 会長 〇〇）</p> <p>□ 見積書に諸経費の項目がある場合には、その詳細を記載してください。</p>

	例：諸経費（交通費）、諸経費（資料作成代）等
施工業者への支払い	<input type="checkbox"/> クレジットカード、ポイントカードによる支払い分は、当該カードへポイントが付与されてしまうことなどから補助対象“外”経費となりますので、現金によりお支払いください。
印鑑	<input type="checkbox"/> 氏名を本人が自署する場合は、押印が不要となります。 <input type="checkbox"/> 印字やゴム印を用いて記名する場合は、押印もしくは押印に代わる確認が必要となります。 ※押印をされる場合は、全ての手続きにおいて使用する印鑑は同一である必要がありますのでご注意ください。（印鑑は団体の印鑑ではなく、代表者の印鑑をご使用ください。）